

統合庁舎整備に関する基本的な考え方

■整備する時期

【新市基本計画】

合併後 3 年（平成 24 年度）以内を目途に 5 年（平成 26 年度）以内を目標

【アンケート結果】

整備資金を蓄えた上で整備すべきであり平成 32 年度以降でもやむを得ない（44.3%）

合併推進債の活用を考慮し平成 31 年度までに整備すべき（15.8%）

新市基本計画に基づいて平成 26 年度を目標に整備すべき（15.5%）

その他（7.6%）

◎庁舎整備に係る理論上の財政負担（想定整備費：50 億円）

起債（合併推進債）条件：20 年償還（元金 2 年据置）、年利 2.0%

（単位：百万円）

自主財源 ①	借入額 ②	利息 ③	償還金計 ④(②+③)	負担軽減額 (交付税措置) ⑤	市負担額 (A) (④-⑤)	市負担額 (B) (①+④-⑤)	年平均 償還額
500	4,500	951	5,451	2,181	3,270	3,770	273
1,500	3,500	739	4,239	1,696	2,543	4,043	212
2,500	2,500	528	3,028	1,212	1,816	4,316	152

※市負担額

(A)：元利償還金のみを基礎とした負担額

(B)：元利償還金と自主財源を基礎とした負担額

◀検討委員会の基本方針▶

庁舎整備基金の設置など整備に対する明確な財源計画に基づくことを前提とし、

①合併推進債の活用を考慮して平成 31 年度までの整備を目指す

②現庁舎を限界まで活用した後に整備を行う

③直ちに整備に着手する

④その他

■整備する場所

【新市基本計画】

新市の中心付近である主要地方道甚目寺・佐織線沿いの七宝地内

【アンケート結果】

新市基本計画に基づいた甚目寺・佐織線沿いの七宝地内（32.3%）

本庁舎（美和）付近（19.5%）

甚目寺庁舎付近（15.0%）

七宝庁舎付近（13.6%）

その他（5.1%）

◎法規制等

項目	甚目寺・佐織線沿い	甚目寺・佐織線付近
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域 （一部農用地区域あり）
容積率	200%	
建ぺい率	60%	
日影規制	4時間／2.5時間	
道路斜線	1.5／20m	
隣地斜線	2.5／31m	
防火地域	指定なし	
開発許可の要否	要	

＜検討委員会の基本方針＞

- ①法規制はあるが市民の利便性を考慮した甚目寺・佐織線沿いの七宝地内
- ②位置的中心を考慮しながらも①よりも範囲を広げた甚目寺・佐織線付近の七宝地内
- ③その他

■整備手法

【新市基本計画】

経費節減のためにも新築ではなく、既存の公共施設等を活用（改修等）

【アンケート結果】

新市基本計画に基づく既存公共施設等（庁舎除く）の活用（改修等）（29.8%）

新築（15.5%）

現庁舎の改修（増築）等（本庁舎）（13.0%）

現庁舎の改修（増築）等（七宝庁舎）（9.3%）

現庁舎の改修（増築）等（甚目寺庁舎）（7.7%）

その他（4.6%）

◎手法による想定整備費用

	延床面積	想定面積	想定面積との差	㎡当り単価 (円)	整備費 (百万円)
増 築	4,000 ㎡	13,000 ㎡	9,000 ㎡	385,000	3,465
	5,000 ㎡		8,000 ㎡		3,080
	6,000 ㎡		7,000 ㎡		2,695
	7,000 ㎡		6,000 ㎡		2,310
新 築		13,000 ㎡		385,000	5,005

《検討委員会の基本方針》

- ①選定された場所の状況で最も効率的な整備手法を採るべき
- ②災害や環境、維持管理経費などに考慮した機能を備えるべく新築（新技術）で整備すべき
- ③その他

現庁舎に関する考え方

《統合庁舎整備前》

□共通事項

庁舎の利活用の方向性

⇒ 用途変更、貸付、売却、譲渡等

↳ 修繕や改修が必要

■個別事項

七宝庁舎の耐震補強

⇒ { 実施
非実施 ⇒ 活用継続の是非

《統合庁舎整備（行政機能集中）後》

□共通事項

庁舎利活用の実施

⇒ 用途変更、貸付、売却、譲渡等

↳ 修繕や改修が必要

★特記事項

市民サービスセンター機能

⇒ 設置場所、取扱業務など